「クールオアシスよりい」事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、夏の猛暑から町民等の生命と健康を守るため、外出時に誰もが気軽に立ち寄り、涼をとることができる一時休息所「クールオアシスよりい」の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施内容）

第２条　「クールオアシスよりい」の運用にあたり協力施設が実施する内容は、次のとおりとする。

⑴　施設の出入り口等見やすい場所へ協力施設標識を掲示する

⑵　冷房設備の稼働したスペースを、涼をとるために来訪する町民等へ提供する

⑶　可能な範囲で、休憩用のイス等を設置する

⑷　可能な範囲で、熱中症予防に関するパンフレットの配布、ポスターの掲示等を行う

（協力施設の要件）

第３条　「クールオアシスよりい」事業に協力する施設は、町有施設及び町内に所在する民間施設で、次の要件のすべてを満たすものとする。

⑴　適切な冷房設備を有すること

⑵　前条第２号のスペースに自由に出入りができ、無料で使用できること

⑶　施設情報（施設名称、所在地等）を町公式ホームページ等で公表することを承諾できること

（実施期間及び時間）

第４条　実施期間及び時間は、原則毎年６月１日から９月３０日までの各施設の開設（営業）時間内とする。ただし、各施設の状況に応じてその期間及び時間を設定することも可能とする。

（その他）

第５条　この要領に定めるもののほか、「クールオアシスよりい」事業の施行に必要な事項は、町長が別に定める。